

定 款

株式会社ピーシーデポコーポレーション

(令和5年3月2日改訂)

株式会社ピーシーデポコーポレーション定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ピーシーデポコーポレーションと称し、英文名は、PCDE POT CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ、周辺機器及びコンピュータソフトの製作、販売、レンタル、修理及び技術指導
2. 会員事業の運営、企画、請負、代行
3. 社会動向の調査及びコンサルタント業務
4. 家庭電気製品、光学機器、計量機器、事務機器、書籍、文房具、事務用品の製造、販売及びレンタル
5. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、鑑定及び管理業並びに駐車場の経営
6. 出版物の発行、販売及びその取次代理店業務
7. 家庭用電気器具販売店の経営指導及び経営受託業務
8. 古物売買業
9. 建築工事、室内装飾、空調設備、電気工事の請負施工
10. 観劇券の販売斡旋代理業、旅行業
11. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
12. 家庭用雑貨品及び日用雑貨品の販売
13. 電気通信機器の製造及び販売並びに電気通信工事
14. 家具の製造及び販売
15. 商品の代理配送及び代理引取りの受託
16. 情報処理サービス業、情報提供サービス業及びインターネット付随サービス業
17. ソフトウェアの企画、開発、制作、販売、レンタル及び輸出入業務
18. 携帯電話、コンピュータのソフトウェア・ハードウェア・周辺機器の開発、製造、販売、レンタル並びに輸出入業務
19. コンピュータネットワークの管理
20. インターネットホームページの企画、編集・デザイン、販売、賃貸
21. インターネット付随サービス、電気通信等のネットワークを利用した商品販売に関する経営コンサルティング業務
22. コンピュータの端末操作に関する教育指導、代行
23. 広告代理業
24. 電気通信サービス、放送サービスの運営及び加入手続きに関する代理店業務
25. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
26. インターネット付随サービス、電気通信等のネットワークを利用した商品の企画、制作、販売、付帯工事、保守、修理及びその他関連する業務
27. 前号における商品の販売代理店並びに取次代理店業務
28. 課金・決済業務の請負
29. 集金代行業務
30. インターネット、その他通信ネットワークを利用した通信販売業

31. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、実用新案、特許権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理、賃貸及び譲渡並びにこれらの仲介
32. イベントの企画・運営
33. ゴルフ場、ホテル、旅館の予約代行業務
34. 学習塾、カルチャーセンターの経営
35. 労働者派遣事業
36. 有価証券の保有及び運用
37. 前各号に関する合弁形態・フランチャイズ形態の業務に関する企画及び経営指導
38. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1億6,020万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(基準日)

- 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

- 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
2. 公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他の株式又は新株予約権に関する手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。

(招集地)

第12条 当会社の株主総会は、神奈川県横浜市で開催する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 1項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議をのべたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第27条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬など)

- 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

- 第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の数)

- 第32条 当社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任の方法)

- 第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

- 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

- 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(常勤監査役)

- 第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の議事録)

- 第38条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役補欠者)

- 第40条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において監査役の補欠者を選任することができる。
2. 監査役補欠者の選任決議の定足数は、第33条第2項の規定を準用する。
 3. 法令に定める監査役の員数を欠くことになり、定時株主総会で予め選任された監査役の補欠者が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 4. 予め選任された監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

- 第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の員数)

第44条 当社の会計監査人は、3名以内とする。

(会計監査人の選任の方法)

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第48条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第49条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることが出来る。
2. 剰余金の配当（以下「配当金」という）は、毎年9月30日又は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、これを支払う。
 3. 前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
 4. 当会社は会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の排斥期間)

- 第50条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

以上